

- ①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令、
- ②幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令 及び
- ③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（告示）（概要）

1. 趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）において、幼保連携型認定こども園の認可等の事務・権限は、都道府県、指定都市及び中核市が有しているが、それ以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限は、都道府県及び指定都市のみが有し、中核市は有していなかった。
- 今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号。以下「第 8 次地方分権一括法」という。）第 3 条の規定により、中核市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、中核市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資するため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限を、都道府県から中核市へ移譲することとされた。
これに伴い、関係命令及び告示において必要な規定の整理を行う必要がある。

2. 概要

以下の命令及び告示について、「指定都市」を「指定都市等」（指定都市又は中核市）に改めるなど、必要な規定の整理を行う。

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）
- ② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）

3. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（第 8 次地方分権一括法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日）

4. その他

本命令・告示は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号^{*}に該当することから、意見公募手続は実施せず、結果の公示のみ行うこととする。

^{*} 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。